

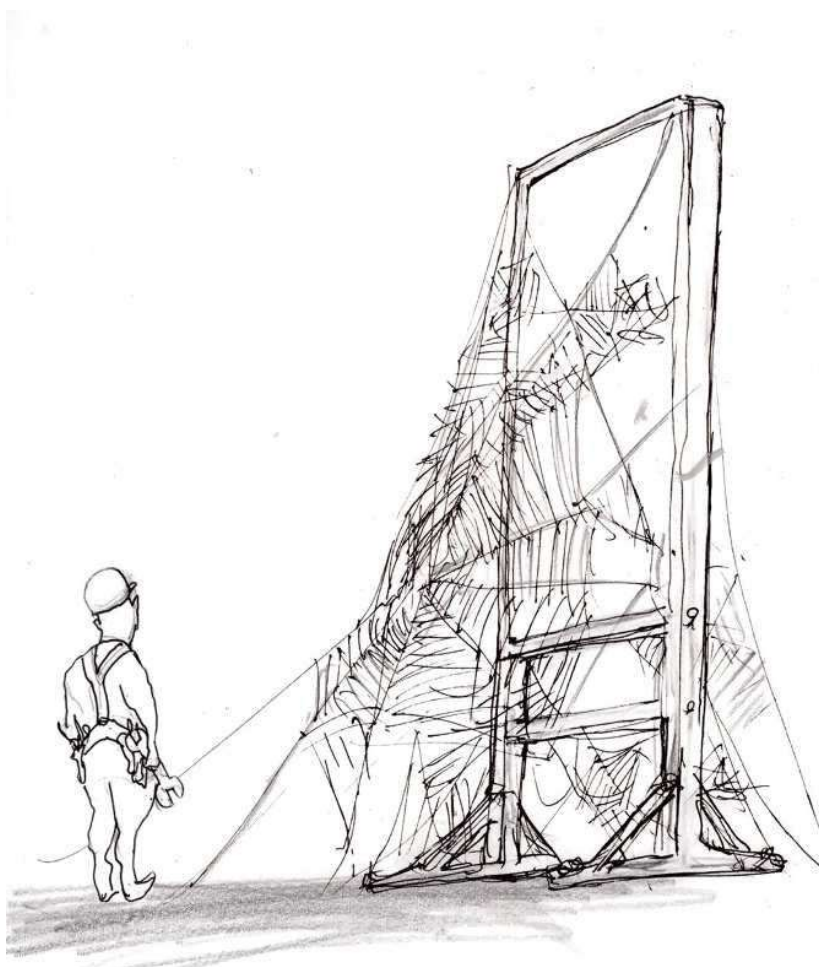
2 寿命と除却

(1) 屋外広告物の寿命

広告物の耐用年数は、屋外広告物点検基準(案)第9条より、広告物等の構造部分の耐用年数の目安、減価償却資産を参考に金属製であるものについてはおおむね10から20年、それ以外のものについては10年としています。周辺環境や天候条件によって変化しますが、広告物を管理する上での参考にしてください。

10年以上補修など手を付けていない屋外広告物は、耐用年数を考慮すると劣化が進行し、修理が必要なものが数多くあると予想されます。そのため、すぐにも安全点検をする必要があると考えられます。耐用年数を超えたもの、修繕できないものは、除却します。

屋外広告物の支柱を鋼材厚3.2mmと仮定、内部外部から錆が進むことを想定、約15年としております。15年を経過した屋外広告物は、担当課より、維持管理について、詳しくお尋ねいたします。



1 屋外広告物法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第二章 広告物等の制限 （広告物の表示等の禁止）

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- 三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- 四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- 五 公園、緑地、古墳又は墓地
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- 一 橋りょう
- 二 街路樹及び路傍樹
- 三 銅像及び記念碑
- 四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（違反に対する措置）

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
 - 一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
 - 二 管理されずに放置されていることが明らかとなるとき。

2 静岡市屋外広告物条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害の防止を図ることを目的とする。

（広告物等の設置者等の責務）

第2条 広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、この条例の趣旨を尊重し、その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件が、その形状、材質、意匠、色彩等に関して周辺の景観と調和し、良好な景観の形成に資するものとなるよう努めるとともに、その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件を適切に表示し、又は設置し、及び管理するよう努めるものとする。

2 屋外広告業者（第26条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）は、その業務を行うに当たって、その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件が、この条例の趣旨に適合したものとなるよう、広告物の表示又は掲出物件の設置を委託する者（以下「広告主」という。）その他の者に対し、必要な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 広告主は、屋外広告業者に対し、広告物又は掲出物件の表示又は設置を委託するに当たっては、その委託に係る広告物又は掲出物件をこの条例の定めるところにより表示し、又は設置することを求めるよう努めるものとする。

（特別規制地域）

第3条 次に掲げる地域又は場所（以下「特別規制地域」という。）においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区及び緑地保全地区
- （2）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- （3）静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域
- （4）静岡市文化財保護条例（平成15年静岡市条例第281号）第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域、同条例第32条第1項の規定により指定された地域及び同条例第43条第1項の規定により決定された地域
- （5）森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林（同項第11号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。）のうち市長が指定する区域
- （6）高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道の全区間並びにこれら以外の道路及び鉄道の市長が指定する区間
- （7）前号に規定する区間から500メートル以内の地域のうち市長が指定する区域

- (8) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域
- (9) 官公署、学校、図書館、公会堂、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他市長が指定する公共的建造物及びその敷地

(禁止物件)

第4条 次に掲げる物件(以下「禁止物件」という。)には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹又は保存樹林
- (4) 信号機、道路標識、道路上の柵、駒止、里程標、カーブミラーその他これらに類するもの
- (5) パーキング・チケット発給設備
- (6) 消火栓、火災報知機、望楼及び警鐘台
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上に設ける変圧器その他これらに類するもの
- (8) 送電塔、送受信塔、照明塔及び発電用風力設備(発電用風力設備自体の高さが10m以下のものを除く。)
- (9) 煙突
- (10) ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (12) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

3 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 貼り紙
- (2) 貼り札その他これに類する広告物
- (3) 広告旗(広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。)
- (4) 立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)

(普通規制地域)

第5条 次に掲げる地域又は場所のうち特別規制地域に含まれない地域又は場所(以下「普通規制地域」という。)において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき(前条の規定により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止されている場合を除く。)は、市長の可を受けなければならない。

- (1) 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域
- (2) 道路のうち市長が指定する区間
- (3) 前号の区間から500メートル以内の地域のうち市長が指定する区域

参考資料

（適用除外）

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件は、前3条の規定にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。

- （1）法令の規定により表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- （2）国、地方公共団体その他市長が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（第4条第1項第3号、第5号から第8号まで又は第11号に掲げる物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件及び電柱、街灯柱その他これらに類するものに表示し、又は設置する同条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件を除く。）で、規則で定める基準に適合するもの
- （3）公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又は掲出物件
- （4）公益上必要な施設又は物件のうち市長が指定するものに寄贈者名等を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- （5）水道管、下水道管、送電線、電話線、ガス管その他の地下に埋設された公共的な施設を管理するため、道路の路面に表示する広告物
- （6）避難誘導表示、海拔表示その他これらに類する防災を目的として表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、あらかじめ市長に協議したもの
- （7）災害又は伝染病が発生したとき等緊急の必要がある場合に、当該災害等への対応のため表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

2 次に掲げる広告物又は掲出物件は、第3条及び前条の規定にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。

- （1）自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（第4項において「自家広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの
- （2）前号に掲げるもののほか、自己の所有し、及び管理する土地又は物件に、その所有者又は管理者が、管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- （3）工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- （4）冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- （5）講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- （6）電車又は乗合自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- （7）人、動物、車両（電車又は乗合自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物
- （8）地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- （9）町内会、自治会その他の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が設置する掲示板で、規則で定める基準に適合するもの及びこれに表示する広告物

3 次に掲げる広告物又は掲出物件は、第4条第1項の規定にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。

- （1）第4条第1項第8号から第10号まで又は第12号（景観重要建造物に限る。）に掲げる物件に、

その所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

- (2) 第4条第1項第3号に掲げる物件及び同項第12号に規定する景観重要樹木にその樹名等を表示するもので、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物
 - 4 自家広告物等又は電車若しくは乗合自動車に表示される広告物で、第2項第1号又は第6号の規定による規則で定める基準に適合しないものは、第3条の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、これを表示し、又は設置することができる。
 - 5 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件は、第3条の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、これを表示し、又は設置することができる。
 - 6 第4条第3項各号に掲げる広告物で、規則で定める営利を目的としないもののうち、規則で定める基準に適合するものは、前条の規定にかかわらず、普通規制地域において、これを表示することができる。
 - 7 表示又は設置の期間が5日以内の広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するものは、前条の規定にかかわらず、普通規制地域において、これを表示し、又は設置することができる。
 - 8 第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件で交通事故の捜査、交通規制等を目的とするものとして規則で定めるものであって、規則で定める基準に適合するものは、第3条、第4条第3項及び前条の規定にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。
 - 9 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項に規定する都市再生推進法人その他地域の活動に貢献するものとして市長が指定するものが、その活動区域内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、その広告物又は掲出物件による収入をもって当該区域の公共空間等における公共的取組として規則で定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものは、第3条並びに第4条第1項（第3号、第5号、第6号、第8号及び第11号を除く。）及び第2項の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、これを表示し、又は設置することができる。

（禁止広告物等）

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件は、表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (2) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (3) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- (4) 交通の安全を阻害するもの

（許可の申請）

第10条 第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 広告物又は掲出物件の種類
- (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所

参考資料

- (4) 表示の内容
- (5) 形状、面積、材料及び構造
- (6) 色彩、意匠その他の表示の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件については、その一部を省略することができる。

- (1) 案内図
- (2) 仕様書及び設計図
- (3) 色彩及び意匠を表す図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(許可の基準)

第11条 市長は、第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可の申請に係る広告物の表示又は掲出物件の設置が規則で定める基準に適合していると認めるときは、第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可をしなければならない。

(許可の条件)

第12条 市長は、第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

(許可の期間)

第13条 第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可の期間は、2年以内とする。ただし、第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件については30日以内とし、堅牢ろうな広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては3年以内とすることができる。

2 市長は、許可の期間が満了する前に申請があった場合は、当該許可の期間を更新することができる。

3 第1項の規定は、前項の規定による許可の期間の更新について準用する。

(変更等の許可)

第14条 第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更又は改造が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第11条及び第12条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の表示)

第16条 第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に規則で定める許可の証票を貼ちよう付しなければならない。ただし、規則で定める許可の証印を受けたものについては、この限りでない。

(管理義務)

第17条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(許可の取消し)

第17条 第22条 市長は、第5条又は第6条第4項、第5項若しくは第9項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 第12条(第14条第2項において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反したとき。
- (2) 第14条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第20条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

第29条 市長は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

3 静岡市屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（特別規制地域の区分）

第2条 条例第3条の特別規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び条例第11条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、特別規制地域を第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域に区分するものとする。

2 第1種特別規制地域は、条例第3条第1号から第5号までに規定する区域とする。

3 第2種特別規制地域は、第1種特別規制地域以外の特別規制地域の区域とする。

（普通規制地域の区分）

第3条 条例第5条の普通規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び第6項並びに条例第11条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、普通規制地域を第1種普通規制地域及び第2種普通規制地域に区分するものとする。

2 第1種普通規制地域は、第2種普通規制地域以外の普通規制地域の区域とする。

3 第2種普通規制地域は次に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた商業地域
- (2) 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域のうち市長が指定する区域

（許可の申請）

第10条 条例第10条第1項の申請書は、屋外広告物許可申請書（様式第1号の2）とする。

2 条例第10条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置の期間
- (2) 工事施工者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに工事施工者が屋外広告業者である場合にあっては、その者の屋外広告業登録証又は特例屋外広告業届出済証の番号
- (3) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日

3 条例第10条第2項第4号の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示すカラー写真
- (3) 道標若しくは案内図板（以下「案内図板等」という。）を表示し、又は設置する場所が特別規制地域に属するときは、その表示し、又は設置する場所から、当該案内図板等により誘導する場所（以下「案内対象」という。）までの経路を確認することができる図書
- (4) 条例第6条第9項の規定による許可を受けようとする者にあつては、公共的取組の内容及び当該取組に係る資金計画が記載された図書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

4 市長は、条例第10条第1項の規定による申請を許可したときは、屋外広告物表示・設置許可書（様式第2号）を申請者に交付する。（平17規則51・平18規則105・平24規則20・平26規則1・平28規則84・令4規則31・一部改正）

(許可の基準)

第 11 条 条例第 11 条の規則で定める基準は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 2 (第 11 条関係) (平 17 規則 51 ・ 平 18 規則 105 ・ 平 23 規則 77 ・ 平 24 規則 61 ・ 平 26 規則 1 ・ 平 28 規則 84 ・ 令 4 規則 31 ・ 一部改正)

共通基準

1 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- (2) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (3) 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (4) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (5) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (6) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

(7) 個別基準

2 条例第 5 条の基準

- (1) ※静岡県ホームページに掲載されている静岡市屋外広告物条例施行規則の別表第 2 をご確認ください。

条例第 6 条第 4 項の基準

- (2) ※静岡県ホームページに掲載されている静岡市屋外広告物条例施行規則の別表第 2 をご確認ください。

条例第 6 条第 5 項の基準

- (3) ※静岡県ホームページに掲載されている静岡市屋外広告物条例施行規則の別表第 2 をご確認ください。

条例第 6 条第 9 項の基準

- (4) ※静岡県ホームページに掲載されている静岡市屋外広告物条例施行規則の別表第 2 をご確認ください。

3 この表の 1 及び 2 の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあっては、これらを表示し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するうえで支障のないものであること

4 建築基準法（抜粋）

（許可の申請）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。
- 二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- 三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
- 四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。
- 五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局所的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。
- 六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線（口において「隣地境界線等」という。）から、一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にある建築物の部分をいう。ただし、次のイ又は口のいずれかに該当する部分を除く。
 - イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分
 - ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分
- 七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が（１）又は（２）のいずれかに該当すること。

（１） 耐火構造であること。

（２） 次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、（ｉ）に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

（ｉ） 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

（ii） 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第二十七条第一項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

十 設計 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第六項に規定する設計をいう。

十一 工事監理者 建築士法第二条第八項に規定する工事監理をする者をいう。

十二 設計図書 建築物、その敷地又は第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

十六 建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備関係規定（同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）を含むものとする。

参考資料

- 十八 工事施工者 建築物、その敷地若しくは第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。
- 十九 都市計画 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画をいう。
- 二十 都市計画区域又は準都市計画区域 それぞれ、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域をいう。
- 二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区 それぞれ、都市計画法第八条第一項第一号から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。
- 二十二 地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画をいう。
- 二十三 地区整備計画 都市計画法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画をいう。
- 二十四 防災街区整備地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。
- 二十五 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。
- 二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。
- 二十七 史的風致維持向上地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。
- 二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。
- 二十九 治道地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる治道地区計画をいう。
- 三十 治道地区整備計画 幹線道路の治道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号。以下「治道整備法」という。）第九条第二項第一号に掲げる治道地区整備計画をいう。
- 三十一 集落地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第五号に掲げる集落地区計画をいう。
- 三十二 集落地区整備計画 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。
- 三十三 地区計画等 都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。
- 三十四 プログラム 電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。

三十五 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
 - 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
 - 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
 - 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。
- 3 建築主事は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。
- 一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。
 - 二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。
 - 三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行った場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。
- 4 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るも

参考資料

のにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

- 5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。
- 6 建築主事は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 7 建築主事は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。
- 8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。
- 9 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第六項及び第七項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備 (建築材料の品質)

第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本産業規格又は日本農林規格に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途 第五節 防火地域及び準防火地域

(看板等の防火措置)

第六十四条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ三メートルを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。

第七章 罰則

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の六第一項（第八十七条の四又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の十九第二項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第六条第八項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の三第六項（第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者
- 三 第七条第二項若しくは第三項（これらの規定を第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の三第二項若しくは第三項（これらの規定を第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の期限内に第七条第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の三第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者
- 四 第九条第十項後段（第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第二項若しくは第三項（これらの規定を第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項（第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）又は第九十条の二第一項の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者
- 五 第十二条第五項（第一号に係る部分に限る。）又は第十五条の二第一項（これらの規定を第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第十二条第六項又は第十五条の二第一項（これらの規定を第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による物件の提出をせず、又は虚偽の物件の提出をした者
- 七 第十二条第七項又は第十五条の二第一項（これらの規定を第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による検査若しくは試験を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 八 第二十条（第一項第四号に係る部分に限る。）、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条、第二十八条第三項、第二十八条の二（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項、第三十五条の三、第三十七条（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条第一項又は第八十八条第一項において準用する第二十条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）
- 九 第三十六条（消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限り、第八十八条第一項において準用する場合を含む。）

参考資料

の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）

においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

- 十 第七十七条の八第一項（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者
 - 十一 第七十七条の八第二項（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、事前に建築基準適合判定資格者検定若しくは構造計算適合判定資格者検定の問題を漏らし、又は不正の採点をした者
 - 十二 第七十七条の二十五第一項、第七十七条の三十五の十第一項又は第七十七条の四十三第一項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者
 - 十三 第七十七条の三十五第二項の規定による確認検査の業務の停止の命令に違反した者
 - 十四 第七十七条の六十二第二項（第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による禁止に違反して、確認検査又は構造計算適合性判定の業務を行つた者
 - 十五 第八十七条第三項において準用する第二十八条第三項又は第三十五条の三の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
 - 十六 第八十七条第三項において準用する第三十六条（消火設備の設置及び構造に関して、第三十五条の規定を実施し、又は補足するために安全上及び防火上必要な技術的基準に係る部分に限る。）の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第八号又は第九号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。